

頁	修正後					頁	現 行					備考
1章 第2 115・ 116頁	<b>西脇市地域防災計画</b>  第3編 災害応急対策計画（風水害対策編） 第1章 基本方針 第1 （略） 第2 円滑な災害応急活動の実施 （略） ■災害応急対策の主な流れ					1章 第2 115・ 116頁	<b>西脇市地域防災計画</b>  第3編 災害応急対策計画（風水害対策編） 第1章 基本方針 第1 （略） 第2 円滑な災害応急活動の実施 （略） ■災害応急対策の主な流れ					
	時間経過  初動対策 （発災直後）	気象等の状況  ○大雨洪水警報（略）	市  ■第0号配備態勢（略）	自治会 自主防災会、事業者  ■自治会、自主防災会警戒態勢（略） ○地域内の <u>要援護者（要配慮者）</u> への声かけ	市民、従業員  ○避難所・避難経路の確認（略） ○近所の <u>要援護者（要配慮者）</u> への声かけ		時間経過  初動対策 （発災直後）	気象等の状況  ○大雨洪水警報（略）	市  ■第0号配備態勢（略）	自治会 自主防災会、事業者  ■自治会、自主防災会警戒態勢（略） ○地域内の <u>要援護者</u> への声かけ	市民、従業員  ○避難所・避難経路の確認（略） ○近所の <u>要援護者</u> への声かけ	
○避難判断水位を突破し、更に水位上昇のおそれ（略）	○避難判断水位を突破し、更に水位上昇のおそれ（略）	■第2号配備態勢・災害対策本部設置（略） ○ <u>災害時要援護者（避難行動要支援者）</u> 支援	■自治会、自主防災会災害対策本部設置（略） ○地域内の <u>災害時要援護者（避難行動要支援者）</u> の避難誘導	○家族、近所の <u>災害時要援護者（避難行動要支援者）</u> の避難誘導	○避難判断水位を突破し、更に水位上昇のおそれ（略）	○避難判断水位を突破し、更に水位上昇のおそれ（略）	■第2号配備態勢・災害対策本部設置（略） ○ <u>災害時要援護者</u> 支援	■自治会、自主防災会災害対策本部設置（略） ○地域内の <u>災害時要援護者</u> の避難誘導	○家族、近所の <u>災害時要援護者</u> の避難誘導			

頁	修正後	頁	現 行	備考																								
<p>2章 1節 第1 2 117頁</p> <p>2章 1節 第1 119頁</p>	<p><b>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</b>  <b>第1節 組織の設置</b>  <b>第1 災害警戒本部</b>  <b>1 (略)</b>  <b>2 災害警戒本部の組織</b>  (1)～(3) (略)  (4) 本部員は技監、<u>市長公室長</u>、都市経営部長_____、総務部長、福祉部長、くらし安心部長_____、産業活力再生部長、建設水道部長、<u>教育管理部長</u>、<u>教育創造部長</u>、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長（代）は参与として加わる。  (5)～(7) (略)  <b>3～5 (略)</b>  <b>6 災害警戒本部の廃止</b>  (略)</p> <p>■災害警戒本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="208 884 1070 1313"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害警戒本部会議</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>技監、<u>市長公室長</u>、都市経営部長_____、総務部長、福祉部長、くらし安心部長_____、産業活力再生部長、建設水道部長、<u>教育管理部長</u>、<u>教育創造部長</u>、議会事務局長、消防団長</td> </tr> <tr> <td>参 与</td> <td>北はりま消防本部消防長（代）</td> </tr> <tr> <td>事 務 局</td> <td>くらし安心部</td> </tr> </table>	災害警戒本部会議		本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	技監、 <u>市長公室長</u> 、都市経営部長_____、総務部長、福祉部長、くらし安心部長_____、産業活力再生部長、建設水道部長、 <u>教育管理部長</u> 、 <u>教育創造部長</u> 、議会事務局長、消防団長	参 与	北はりま消防本部消防長（代）	事 務 局	くらし安心部	<p>2章 1節 第1 2 117頁</p> <p>2章 1節 第1 119頁</p>	<p><b>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</b>  <b>第1節 組織の設置</b>  <b>第1 災害警戒本部</b>  <b>1 (略)</b>  <b>2 災害警戒本部の組織</b>  (1)～(3) (略)  (4) 本部員は技監_____、都市経営部長、<u>庁舎等総合調整担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>健幸都市推進担当理事</u>、産業活力再生部長、建設水道部長、<u>教育部長</u>、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長（代）は参与として加わる。  (5)～(7) (略)  <b>3～5 (略)</b>  <b>6 災害警戒本部の廃止</b>  (略)</p> <p>■災害警戒本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="1234 884 2096 1313"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害警戒本部会議</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>技監_____、都市経営部長、<u>庁舎等総合調整担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>健幸都市推進担当理事</u>、産業活力再生部長、建設水道部長、<u>教育部長</u>、議会事務局長、消防団長</td> </tr> <tr> <td>参 与</td> <td>北はりま消防本部消防長（代）</td> </tr> <tr> <td>事 務 局</td> <td>くらし安心部</td> </tr> </table>	災害警戒本部会議		本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	技監_____、都市経営部長、 <u>庁舎等総合調整担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 <u>健幸都市推進担当理事</u> 、産業活力再生部長、建設水道部長、 <u>教育部長</u> 、議会事務局長、消防団長	参 与	北はりま消防本部消防長（代）	事 務 局	くらし安心部	
災害警戒本部会議																												
本部長	市長																											
副本部長	副市長、教育長																											
本部員	技監、 <u>市長公室長</u> 、都市経営部長_____、総務部長、福祉部長、くらし安心部長_____、産業活力再生部長、建設水道部長、 <u>教育管理部長</u> 、 <u>教育創造部長</u> 、議会事務局長、消防団長																											
参 与	北はりま消防本部消防長（代）																											
事 務 局	くらし安心部																											
災害警戒本部会議																												
本部長	市長																											
副本部長	副市長、教育長																											
本部員	技監_____、都市経営部長、 <u>庁舎等総合調整担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 <u>健幸都市推進担当理事</u> 、産業活力再生部長、建設水道部長、 <u>教育部長</u> 、議会事務局長、消防団長																											
参 与	北はりま消防本部消防長（代）																											
事 務 局	くらし安心部																											

頁	修正後	頁	現行	備考
2章 1節 第1 119頁		2章 1節 第1 119頁		

第3編 災害応急対策計画（風水害対策編）

頁	修正後		頁	現 行		備考
2章 1節 第1 120頁	部名等 市長公室	事務分掌 1 報道機関との連絡及び市民への広報 2 防災行政無線、防災ネットによる情報の配信 3 ホームページによる広報	2章 1節 第1 120頁	部名等 (新設)	事務分掌	
	都市経営部	1 緊急資材、用品等の調達 2 公用車の確保 3 庁舎の保全		都市経営部	1 緊急資材、用品等の調達 2 公用車の確保 3 庁舎の保全	
	総務部	(削除) 1 職員の動員・配置 2 ボランティアの受入窓口と連絡調整 (削除) (削除)		総務部	1 報道機関との連絡及び市民への広報 2 職員の動員・配置 3 ボランティアの受入窓口と連絡調整 4 防災行政無線、防災ネットによる情報の配信 5 ホームページによる広報	
	福祉部	1 要援護者(要配慮者)の支援 2 福祉避難所の開設調整 3 民生委員・児童委員への連絡		福祉部	1 要援護者の支援 2 福祉避難所の開設調整 3 民生委員・児童委員への連絡	

頁	修正後	頁	備考																								
<p>2章 1節 第2 2 121頁</p> <p>2章 1節 第2 2 123頁</p>	<p><b>第2 災害対策本部</b> <b>1 (略)</b> <b>2 災害対策本部の組織</b> (1)～(3) (4) 本部員は技監、<u>市長公室長</u>、都市経営部長_____、総務部長、福祉部長、くらし安心部長_____、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、<u>教育管理部長</u>、<u>教育創造部長</u>、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長は参与として加わる。</p> <p><b>第3 現地本部</b> (略) <b>1～4 (略)</b> <b>5 廃止基準</b> (略)</p> <p>■災害対策本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="197 879 1084 1326"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害対策本部会議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>技監、<u>市長公室長</u>、都市経営部長_____、総務部長、福祉部長、くらし安心部長_____、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、<u>教育管理部長</u>、<u>教育創造部長</u>、議会事務局長、消防団長</td> </tr> <tr> <td>参与</td> <td>北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>くらし安心部</td> </tr> </tbody> </table>	災害対策本部会議		本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	技監、 <u>市長公室長</u> 、都市経営部長_____、総務部長、福祉部長、くらし安心部長_____、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、 <u>教育管理部長</u> 、 <u>教育創造部長</u> 、議会事務局長、消防団長	参与	北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長	事務局	くらし安心部	<p><b>第2 災害対策本部</b> <b>1 (略)</b> <b>2 災害対策本部の組織</b> (1)～(3) (4) 本部員は技監_____、都市経営部長、<u>庁舎等総合調整担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>健幸都市推進担当理事</u>、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、<u>教育部長</u>、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長は参与として加わる。</p> <p><b>第3 現地本部</b> (略) <b>1～4 (略)</b> <b>5 廃止基準</b> (略)</p> <p>■災害対策本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="1223 879 2110 1326"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害対策本部会議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>技監_____、都市経営部長、<u>庁舎等総合調整担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>健幸都市推進担当理事</u>、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、<u>教育部長</u>、議会事務局長、消防団長</td> </tr> <tr> <td>参与</td> <td>北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>くらし安心部</td> </tr> </tbody> </table>	災害対策本部会議		本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	技監_____、都市経営部長、 <u>庁舎等総合調整担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 <u>健幸都市推進担当理事</u> 、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、 <u>教育部長</u> 、議会事務局長、消防団長	参与	北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長	事務局	くらし安心部	
災害対策本部会議																											
本部長	市長																										
副本部長	副市長、教育長																										
本部員	技監、 <u>市長公室長</u> 、都市経営部長_____、総務部長、福祉部長、くらし安心部長_____、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、 <u>教育管理部長</u> 、 <u>教育創造部長</u> 、議会事務局長、消防団長																										
参与	北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長																										
事務局	くらし安心部																										
災害対策本部会議																											
本部長	市長																										
副本部長	副市長、教育長																										
本部員	技監_____、都市経営部長、 <u>庁舎等総合調整担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 <u>健幸都市推進担当理事</u> 、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、 <u>教育部長</u> 、議会事務局長、消防団長																										
参与	北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長																										
事務局	くらし安心部																										

頁	修正後	頁	現 行	備考
2章 1節 第2 123頁		2章 1節 第2 123頁		
2章 1節 第2 124頁	<p>■災害対策本部の事務分掌 ○事務分掌 【事務分掌は別紙に記載】</p>	2章 1節 第2 124頁	<p>■災害対策本部の事務分掌 ○事務分掌 【事務分掌は別紙に記載】</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考																																				
2章 2節 第2 1 134頁     2章 3節 第1 1 137頁	<p>第2節 配備、動員 第1 (略) 第2 動員 1 伝達体制 (略) (1) 勤務 時間内 ① 防災安全課長は、各部長に連絡するとともに、全職員へは庁内放送、<u>グループウェア</u>、にしわき防災ネット（第1号配備態勢以上）により連絡する。</p> <p>第3節 情報の収集・伝達及び報告 第1 通信の確保 1 通信機能の確保 (略)</p> <table border="1" data-bbox="181 774 1077 1390"> <thead> <tr> <th>主な手段</th> <th>主な通信区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災行政無線 (屋外拡声子局・戸別受信機)</td> <td>本部 (<u>市長公室</u>) → 市民・避難所等 消防本部 → 市民・避難所等</td> </tr> <tr> <td>にしわき防災ネット</td> <td>本部 (<u>市長公室</u>) → 職員・市民等</td> </tr> <tr> <td>ホームページ</td> <td>本部 (<u>市長公室</u>) → 市民・防災関係機関等</td> </tr> <tr> <td>広報車の巡回</td> <td>本部 (<u>市長公室</u>) ・ 防災関係機関 → 市民等</td> </tr> <tr> <td>同報FAX</td> <td>本部 (<u>市長公室</u>) → 放送事業者</td> </tr> <tr> <td>庁内放送</td> <td>本部 (本部事務局) → 職員等</td> </tr> <tr> <td><u>グループウェア</u></td> <td>本部 (本部事務局) → 職員等</td> </tr> <tr> <td>放送事業者が行う放送</td> <td>本部 (<u>市長公室</u>) → 放送事業者・県 → 市民等</td> </tr> </tbody> </table>	主な手段	主な通信区間	防災行政無線 (屋外拡声子局・戸別受信機)	本部 ( <u>市長公室</u> ) → 市民・避難所等 消防本部 → 市民・避難所等	にしわき防災ネット	本部 ( <u>市長公室</u> ) → 職員・市民等	ホームページ	本部 ( <u>市長公室</u> ) → 市民・防災関係機関等	広報車の巡回	本部 ( <u>市長公室</u> ) ・ 防災関係機関 → 市民等	同報FAX	本部 ( <u>市長公室</u> ) → 放送事業者	庁内放送	本部 (本部事務局) → 職員等	<u>グループウェア</u>	本部 (本部事務局) → 職員等	放送事業者が行う放送	本部 ( <u>市長公室</u> ) → 放送事業者・県 → 市民等	2章 2節 第2 1 134頁     2章 3節 第1 1 137頁	<p>第2節 配備、動員 第1 (略) 第2 動員 1 伝達体制 (略) (1) 勤務 時間内 ① 防災安全課長は、各部長に連絡するとともに、全職員へは庁内放送、<u>C E S S</u>、にしわき防災ネット（第1号配備態勢以上）により連絡する。</p> <p>第3節 情報の収集・伝達及び報告 第1 通信の確保 1 通信機能の確保 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1207 774 2119 1390"> <thead> <tr> <th>主な手段</th> <th>主な通信区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災行政無線 (屋外拡声子局・戸別受信機)</td> <td>本部 (<u>総務部</u>) → 市民・避難所等 消防本部 → 市民・避難所等</td> </tr> <tr> <td>にしわき防災ネット</td> <td>本部 (<u>総務部</u>) → 職員・市民等</td> </tr> <tr> <td>ホームページ</td> <td>本部 (<u>総務部</u>) → 市民・防災関係機関等</td> </tr> <tr> <td>広報車の巡回</td> <td>本部 (<u>総務部</u>) ・ 防災関係機関 → 市民等</td> </tr> <tr> <td>同報FAX</td> <td>本部 (<u>総務部</u>) → 放送事業者</td> </tr> <tr> <td>庁内放送</td> <td>本部 (本部事務局) → 職員等</td> </tr> <tr> <td><u>C E S S</u></td> <td>本部 (本部事務局) → 職員等</td> </tr> <tr> <td>放送事業者が行う放送</td> <td>本部 (<u>総務部</u>) → 放送事業者・県 → 市民等</td> </tr> </tbody> </table>	主な手段	主な通信区間	防災行政無線 (屋外拡声子局・戸別受信機)	本部 ( <u>総務部</u> ) → 市民・避難所等 消防本部 → 市民・避難所等	にしわき防災ネット	本部 ( <u>総務部</u> ) → 職員・市民等	ホームページ	本部 ( <u>総務部</u> ) → 市民・防災関係機関等	広報車の巡回	本部 ( <u>総務部</u> ) ・ 防災関係機関 → 市民等	同報FAX	本部 ( <u>総務部</u> ) → 放送事業者	庁内放送	本部 (本部事務局) → 職員等	<u>C E S S</u>	本部 (本部事務局) → 職員等	放送事業者が行う放送	本部 ( <u>総務部</u> ) → 放送事業者・県 → 市民等	
主な手段	主な通信区間																																							
防災行政無線 (屋外拡声子局・戸別受信機)	本部 ( <u>市長公室</u> ) → 市民・避難所等 消防本部 → 市民・避難所等																																							
にしわき防災ネット	本部 ( <u>市長公室</u> ) → 職員・市民等																																							
ホームページ	本部 ( <u>市長公室</u> ) → 市民・防災関係機関等																																							
広報車の巡回	本部 ( <u>市長公室</u> ) ・ 防災関係機関 → 市民等																																							
同報FAX	本部 ( <u>市長公室</u> ) → 放送事業者																																							
庁内放送	本部 (本部事務局) → 職員等																																							
<u>グループウェア</u>	本部 (本部事務局) → 職員等																																							
放送事業者が行う放送	本部 ( <u>市長公室</u> ) → 放送事業者・県 → 市民等																																							
主な手段	主な通信区間																																							
防災行政無線 (屋外拡声子局・戸別受信機)	本部 ( <u>総務部</u> ) → 市民・避難所等 消防本部 → 市民・避難所等																																							
にしわき防災ネット	本部 ( <u>総務部</u> ) → 職員・市民等																																							
ホームページ	本部 ( <u>総務部</u> ) → 市民・防災関係機関等																																							
広報車の巡回	本部 ( <u>総務部</u> ) ・ 防災関係機関 → 市民等																																							
同報FAX	本部 ( <u>総務部</u> ) → 放送事業者																																							
庁内放送	本部 (本部事務局) → 職員等																																							
<u>C E S S</u>	本部 (本部事務局) → 職員等																																							
放送事業者が行う放送	本部 ( <u>総務部</u> ) → 放送事業者・県 → 市民等																																							

頁	修正後	頁	現 行	備考																																																																						
2章 3節 第2 1 139頁	<p>第2 気象情報・河川情報等の収集・伝達</p> <p>1 気象情報・河川情報等の収集 (略)</p> <p>■主な気象情報・河川情報等の内容と注意点</p> <table border="1" data-bbox="190 384 1079 1134"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>内容</th> <th>発表者</th> <th>入手方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キキクル (危険度分布)</td> <td>大雨による災害の危険度の高まりを地図上に表示する。</td> <td>気象庁</td> <td>気象庁ホームページ</td> <td>浸水害、洪水、土砂災害予測の参考とする。</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td><u>氾濫予測情報</u></td> <td><u>6時間先までの水位予測</u></td> <td>県</td> <td><u>フェニックス防災端末</u></td> <td><u>水位予測の参考とする。</u></td> </tr> <tr> <td><u>地域別土砂災害危険度</u></td> <td><u>土砂災害の危険度が高まっている情報を表示する。</u></td> <td>県</td> <td><u>兵庫県ホームページ</u></td> <td><u>土砂災害予測の参考とする。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	情報項目	内容	発表者	入手方法	備考	キキクル (危険度分布)	大雨による災害の危険度の高まりを地図上に表示する。	気象庁	気象庁ホームページ	浸水害、洪水、土砂災害予測の参考とする。	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>氾濫予測情報</u>	<u>6時間先までの水位予測</u>	県	<u>フェニックス防災端末</u>	<u>水位予測の参考とする。</u>	<u>地域別土砂災害危険度</u>	<u>土砂災害の危険度が高まっている情報を表示する。</u>	県	<u>兵庫県ホームページ</u>	<u>土砂災害予測の参考とする。</u>	2章 3節 第2 1 139頁	<p>第2 気象情報・河川情報等の収集・伝達</p> <p>1 気象情報・河川情報等の収集 (略)</p> <p>■主な気象情報・河川情報等の内容と注意点</p> <table border="1" data-bbox="1211 384 2114 1134"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>内容</th> <th>発表者</th> <th>入手方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キキクル (危険度分布)</td> <td>大雨による災害の危険度の高まりを地図上に表示する。</td> <td>気象庁</td> <td>気象庁ホームページ</td> <td>浸水害、洪水、土砂災害予測の参考とする。</td> </tr> <tr> <td><u>レーダーキャスト</u></td> <td><u>110分先までの降雨予測</u></td> <td>県</td> <td><u>フェニックス防災端末</u></td> <td><u>雨雲の流れ、降雨強度等の予測の参考とする。</u></td> </tr> <tr> <td><u>防災業務支援情報</u></td> <td><u>36時間先までの時間当たりの雨量予測</u></td> <td>県</td> <td><u>フェニックス防災端末</u></td> <td><u>総雨量、雨のピークの参考とする。</u></td> </tr> <tr> <td><u>洪水危険情報通報システム</u></td> <td><u>3時間後までの水位予測及び流域平均雨量予測</u></td> <td>県</td> <td><u>フェニックス防災端末</u></td> <td><u>水位予測の参考とする。</u></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	情報項目	内容	発表者	入手方法	備考	キキクル (危険度分布)	大雨による災害の危険度の高まりを地図上に表示する。	気象庁	気象庁ホームページ	浸水害、洪水、土砂災害予測の参考とする。	<u>レーダーキャスト</u>	<u>110分先までの降雨予測</u>	県	<u>フェニックス防災端末</u>	<u>雨雲の流れ、降雨強度等の予測の参考とする。</u>	<u>防災業務支援情報</u>	<u>36時間先までの時間当たりの雨量予測</u>	県	<u>フェニックス防災端末</u>	<u>総雨量、雨のピークの参考とする。</u>	<u>洪水危険情報通報システム</u>	<u>3時間後までの水位予測及び流域平均雨量予測</u>	県	<u>フェニックス防災端末</u>	<u>水位予測の参考とする。</u>	(新設)					(新設)					
情報項目	内容	発表者	入手方法	備考																																																																						
キキクル (危険度分布)	大雨による災害の危険度の高まりを地図上に表示する。	気象庁	気象庁ホームページ	浸水害、洪水、土砂災害予測の参考とする。																																																																						
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																						
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																						
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																						
<u>氾濫予測情報</u>	<u>6時間先までの水位予測</u>	県	<u>フェニックス防災端末</u>	<u>水位予測の参考とする。</u>																																																																						
<u>地域別土砂災害危険度</u>	<u>土砂災害の危険度が高まっている情報を表示する。</u>	県	<u>兵庫県ホームページ</u>	<u>土砂災害予測の参考とする。</u>																																																																						
情報項目	内容	発表者	入手方法	備考																																																																						
キキクル (危険度分布)	大雨による災害の危険度の高まりを地図上に表示する。	気象庁	気象庁ホームページ	浸水害、洪水、土砂災害予測の参考とする。																																																																						
<u>レーダーキャスト</u>	<u>110分先までの降雨予測</u>	県	<u>フェニックス防災端末</u>	<u>雨雲の流れ、降雨強度等の予測の参考とする。</u>																																																																						
<u>防災業務支援情報</u>	<u>36時間先までの時間当たりの雨量予測</u>	県	<u>フェニックス防災端末</u>	<u>総雨量、雨のピークの参考とする。</u>																																																																						
<u>洪水危険情報通報システム</u>	<u>3時間後までの水位予測及び流域平均雨量予測</u>	県	<u>フェニックス防災端末</u>	<u>水位予測の参考とする。</u>																																																																						
(新設)																																																																										
(新設)																																																																										



頁	修正後	頁	備考																
2章 3節 第2 1 140頁	<p>■注意報の種類と基準</p> <table border="1"> <tr> <td>注意報の種類</td> <td>基準</td> </tr> <tr> <td>強風注意</td> <td>平均風速12m/s</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雨注意</td> <td>表面雨量指数 <u>6</u></td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数 116</td> </tr> <tr> <td>洪水注意</td> <td>流域雨量指数 加古川<u>41.6</u> 杉原川<u>19.6</u> 野間川<u>16.2</u></td> </tr> </table> <p>■警報の種類と基準</p> <table border="1"> <tr> <td>警報の種類</td> <td>基準</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雨警</td> <td>表面雨量指数 13</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数 155</td> </tr> <tr> <td>洪水警</td> <td>流域雨量指数 加古川<u>52.0</u> 杉原川<u>24.5</u> 野間川<u>20.3</u></td> </tr> </table> <p>第3 被害情報の収集・共有</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報共有</p> <p>(1) 職員間の情報共有</p> <p>市（本部事務局）は、市内の被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめ、庁内放送、<u>グループウェア</u>等を活用し、庁内職員の情報共有を図る。</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 被害調査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被害家屋の調査</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) り災証明に関する広報</p> <p>市（<u>市長公室</u>、総務部、福祉部、本部事務局）は、り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。</p>	注意報の種類	基準	強風注意	平均風速12m/s	大雨注意	表面雨量指数 <u>6</u>	土壌雨量指数 116	洪水注意	流域雨量指数 加古川 <u>41.6</u> 杉原川 <u>19.6</u> 野間川 <u>16.2</u>	警報の種類	基準	大雨警	表面雨量指数 13	土壌雨量指数 155	洪水警	流域雨量指数 加古川 <u>52.0</u> 杉原川 <u>24.5</u> 野間川 <u>20.3</u>	2章 3節 第2 1 140頁	
注意報の種類	基準																		
強風注意	平均風速12m/s																		
大雨注意	表面雨量指数 <u>6</u>																		
	土壌雨量指数 116																		
洪水注意	流域雨量指数 加古川 <u>41.6</u> 杉原川 <u>19.6</u> 野間川 <u>16.2</u>																		
警報の種類	基準																		
大雨警	表面雨量指数 13																		
	土壌雨量指数 155																		
洪水警	流域雨量指数 加古川 <u>52.0</u> 杉原川 <u>24.5</u> 野間川 <u>20.3</u>																		
2章 3節 第3 2 144頁  2章 3節 第5 2 150頁	<p>第3 被害情報の収集・共有</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報共有</p> <p>(1) 職員間の情報共有</p> <p>市（本部事務局）は、市内の被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめ、庁内放送、<u>C E S S</u>等を活用し、庁内職員の情報共有を図る。</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 被害調査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被害家屋の調査</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) り災証明に関する広報</p> <p>市（<u>                    </u>総務部、福祉部、本部事務局）は、り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。</p>	2章 3節 第3 2 144頁  2章 3節 第5 2 150頁																	

頁	修正後	頁	現 行	備考																												
2章 3節 第6 151頁	<p><b>第6 支援要請</b> (略)</p> <p>■ 県への要請事項・担当・要請先一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要請事項</th> <th>要請元</th> <th>要請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物資のあっせん（福祉関係機器）</td> <td>福祉部</td> <td rowspan="5">県地方本部事務局</td> </tr> <tr> <td>食料の調達・あっせん</td> <td>市長公室</td> </tr> <tr> <td>放送要請</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急警報放送要請</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報道要請</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節 (略) 第2節 救助・救急・医療対策 第1・第2 (略) 第3 医療・助産対策 1 (略) 2 救護班の編成 (1)・(2) (3) 救護班の活動 被災地に入った救護班は、市の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。 発災後3日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等 <b>要援護者（要配慮者）</b> の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。</p>	要請事項	要請元	要請先	物資のあっせん（福祉関係機器）	福祉部	県地方本部事務局	食料の調達・あっせん	市長公室	放送要請		緊急警報放送要請		報道要請		2章 3節 第6 151頁	<p><b>第6 支援要請</b> (略)</p> <p>■ 県への要請事項・担当・要請先一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要請事項</th> <th>要請元</th> <th>要請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物資のあっせん（福祉関係機器）</td> <td>福祉部</td> <td rowspan="5">県地方本部事務局</td> </tr> <tr> <td>食料の調達・あっせん</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td>放送要請</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急警報放送要請</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報道要請</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節 (略) 第2節 救助・救急・医療対策 第1・第2 (略) 第3 医療・助産対策 1 (略) 2 救護班の編成 (1)・(2) (3) 救護班の活動 被災地に入った救護班は、市の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。 発災後3日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等 <b>要援護者</b> の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。</p>	要請事項	要請元	要請先	物資のあっせん（福祉関係機器）	福祉部	県地方本部事務局	食料の調達・あっせん	総務部	放送要請		緊急警報放送要請		報道要請		
要請事項	要請元	要請先																														
物資のあっせん（福祉関係機器）	福祉部	県地方本部事務局																														
食料の調達・あっせん	市長公室																															
放送要請																																
緊急警報放送要請																																
報道要請																																
要請事項	要請元	要請先																														
物資のあっせん（福祉関係機器）	福祉部	県地方本部事務局																														
食料の調達・あっせん	総務部																															
放送要請																																
緊急警報放送要請																																
報道要請																																
3章 2節 第3 2 165頁		3章 2節 第3 2 165頁																														

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>3章 4節 第1 1 174頁</p>	<p><b>第4節 避難対策</b>  <b>第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</b>  <b>1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</b>            市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、消防、警察、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員等の協力を得て避難行動を行う。            特に高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の<u>災害時要援護者（避難行動要支援者）</u>の避難支援対策を構築する必要がある。このため、避難指示の前に、市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動に時間を要する高齢者等に対して、早めの段階で避難を開始することを求める高齢者等避難を伝達し、その避難行動を支援する。</p> <p>（略）</p>	<p>3章 4節 第1 1 174頁</p>	<p><b>第4節 避難対策</b>  <b>第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</b>  <b>1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</b>            市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、消防、警察、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員等の協力を得て避難行動を行う。            特に高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の<u>災害時要援護者</u>の避難支援対策を構築する必要がある。このため、避難指示の前に、市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動に時間を要する高齢者等に対して、早めの段階で避難を開始することを求める高齢者等避難を伝達し、その避難行動を支援する。</p> <p>（略）</p>	
<p>3章 4節 第1 2 175頁</p>	<p><b>2 実施基準</b>            災害対策本部（本部員）は、次の実施基準及び発令の目安等を参考に高齢者等避難及び避難指示を行う。            なお、西脇市防災マップの浸水想定区域、高齢者等の<u>要援護者（要配慮者）</u>が利用する施設、重要水防区域、住宅に近接する危険箇所等の災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定する。</p>	<p>3章 4節 第1 2 175頁</p>	<p><b>2 実施基準</b>            災害対策本部（本部員）は、次の実施基準及び発令の目安等を参考に高齢者等避難及び避難指示を行う。            なお、西脇市防災マップの浸水想定区域、高齢者等の<u>要援護者</u>が利用する施設、重要水防区域、住宅に近接する危険箇所等の災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定する。</p>	

頁	修正後				頁	現 行				備考
3章 4節 第1 2 176頁	■避難の実施基準				3章 4節 第1 2 176頁	■避難の実施基準				
	種別 自主 避難 所の 開設	条件 自主避難とは、大雨・洪水警報の発表時や台風接近等による災害発生が予想される場合に市が発表する避難情報を発令していないときに一時的に指定避難所の一部を自主避難所として開設する。	伝達内容 ①携行品 ②その他注意	伝達方法 ①防災行政無線 ②にしわき防災ネット ③区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ④ホームページ ⑤放送事業者への報道要請		種別 自主 避難 所の 開設	条件 自主避難とは、大雨・洪水警報の発表時や台風接近等による災害発生が予想される場合に市が発表する避難情報を発令していないときに一時的に指定避難所の一部を自主避難所として開設する。	伝達内容 ①携行品 ②その他注意	伝達方法 ①防災行政無線 ②にしわき防災ネット ③区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ④ホームページ ⑤放送事業者への報道要請	
高齢者等 避難	①気象条件等により過去の災害発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難指示等を行うことが予想されるとき。 ② (1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。	①避難準備(要援護者(要配慮者)は避難開始)をすべき理由 ②対象地区 ③携行品 ④その他注意	①防災行政無線 ②サイレン吹鳴 ③にしわき防災ネット及び緊急速報メールによるメール配信 ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達(状況により)	高齢者等 避難	①気象条件等により過去の災害発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難指示等を行うことが予想されるとき。 ② (1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。	①避難準備(要援護者は避難開始)をすべき理由 ②対象地区 ③携行品 ④その他注意	①防災行政無線 ②サイレン吹鳴 ③にしわき防災ネット及び緊急速報メールによるメール配信 ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達(状況により)			

頁	修正後	頁	現 行	備 考
3章 4節 第1 2 178頁	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害</p> <p>土砂災害危険箇所・警戒区域については、県及び気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を参考に判断する。また、判断に当たっては、気象台や県土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。なお、土砂災害情報提供システム、防災情報提供システム等の情報のほか、下表の現地情報による基準<u>を参考とし</u>、各土砂災害危険箇所の判断を行う。</p>	3章 4節 第1 2 178頁	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害</p> <p>土砂災害危険箇所・警戒区域については、県及び気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を参考に判断する。また、判断に当たっては、気象台や県土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。なお、土砂災害情報提供システム、防災情報提供システム等の情報のほか、下表の現地情報による基準<u>消防庁の土砂災害警戒基準雨量を参考とし</u>、各土砂災害危険箇所の判断を行う。</p>	

頁	修正後					頁	現 行					備考	
3章 4節 第1 2 178頁	<b>■避難指示等の発令の目安（土砂災害）</b>					3章 4節 第1 2 178頁	<b>■避難指示等の発令の目安（土砂災害）</b>						
	種類  (削除)	現地情報による基準  (削除)	(削除)	(削除)	(削除)		種類  区分	現地情報による基準  二	<u>土砂災害警戒基準雨量（消防庁）</u>				
	高齢者 等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、水量の変化等）が発見されたとき。</li> </ul>	(削除)	(削除)	(削除)		高齢者 等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、水量の変化等）が発見されたとき。</li> </ul>	<u>前日までの連続雨量が100mm以上あった場合</u>	<u>前日までの連続雨量が40～100mmの場合</u>	<u>前日までの降雨がない場合</u>		
避難指 示	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が発見されたとき。</li> <li>近隣で土砂災害が発生したとき。</li> <li>近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。</li> </ul>	(削除)	(削除)	(削除)	避難指 示	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が発見されたとき。</li> <li>近隣で土砂災害が発生したとき。</li> <li>近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。</li> </ul>	<u>当日の日雨量が50mmを超えたとき。</u>	<u>当日の日雨量が80mmを超えたとき。</u>	<u>当日の日雨量が100mmを超えたとき。</u>				

頁	修正後	頁	備考						
3章 4節 第1 3 179頁           3章 4節 第2 3 180頁	<p><b>3 避難情報の伝達</b> (略) (1)～(5) (略)</p> <table border="1" data-bbox="224 383 1086 742"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発令の意図</th> <th>市民等に求める避難行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難【警戒レベル3】</td> <td>災害発生の際に危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める</td> <td>○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子供のある人等 <u>要援護者（要配慮者）</u> は避難を開始する。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第2 避難の方法</b> <b>1・2 (略)</b> <b>3 避難の誘導</b> 避難は、原則として市民が自主的に行うが、状況によっては警察官・消防職員・消防団員・市職員その他自治会、自主防災会等命を受けた者が誘導を行う。この場合、できる限り各地域ごとに責任者及び誘導員を決め、集団避難を行うなど、安全と統制を図る。 なお、あらかじめ名簿等や個別避難計画等により <u>災害時要援護者（避難行動要支援者）</u> を把握しておくとともに、自治会、自主防災会、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。 また、<u>車中避難する場合を除き</u>、状況によっては避難に自家用車を使用しないように指導する。</p> <p><b>4 (略)</b></p>	種類	発令の意図	市民等に求める避難行動	高齢者等避難【警戒レベル3】	災害発生の際に危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める	○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子供のある人等 <u>要援護者（要配慮者）</u> は避難を開始する。	3章 4節 第1 3 179頁           3章 4節 第2 3 180頁	
種類	発令の意図	市民等に求める避難行動							
高齢者等避難【警戒レベル3】	災害発生の際に危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める	○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子供のある人等 <u>要援護者（要配慮者）</u> は避難を開始する。							

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>3章 4節 第2 5 180頁</p> <p>3章 4節 第3 3 183頁</p> <p>3章 4節 第3 5 184頁</p>	<p><b>5 避難の順序及び移送の方法</b> (1) 避難の順序は、高齢者、障害のある方等<u>要援護者（要配慮者）</u>を優先する。</p> <p><b>第3 避難所の開設・運営</b> <b>1・2 （略）</b></p> <p><b>3 避難所の運営</b> (1) （略） (2) 運営管理 ① 市（福祉部、<u>教育管理部、教育創造部</u>、総務部、都市経営部）は、避難所ごとの担当職員を定めるなど、迅速な人員配置に努めるとともに、自治会、自主防災会、<u>専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者</u>とも連携して、円滑な避難所運営に努める。 ②～⑥ （略） ⑦ 高齢者・障害のある方・乳幼児・妊産婦等の<u>要援護者（要配慮者）</u>のニーズに配慮した施設設備の整備、福祉相談窓口の開設に努める。</p> <p><b>4 （略）</b></p> <p><b>5 大規模災害時における広域避難・広域一時滞在</b> (1) 県及び他市町との協議 （略） ①～⑤ （略） <u>「播磨地域広域避難計画」に基づく避難の場合は、連絡主管（姫路市）と県に連絡する。</u></p> <p>(2) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用 市（本部事務局）は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。 また、市（福祉部）は、<u>要援護者（要配慮者）</u>のうち、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進める。</p>	<p>3章 4節 第2 5 180頁</p> <p>3章 4節 第3 3 183頁</p> <p>3章 4節 第3 5 184頁</p>	<p><b>5 避難の順序及び移送の方法</b> (1) 避難の順序は、高齢者、障害のある方等<u>要援護者</u>を優先する。</p> <p><b>第3 避難所の開設・運営</b> <b>1・2 （略）</b></p> <p><b>3 避難所の運営</b> (1) （略） (2) 運営管理 ① 市（福祉部、<u>教育部</u>、総務部、都市経営部）は、避難所ごとの担当職員を定めるなど、迅速な人員配置に努めるとともに、自治会、自主防災会<u>とも連携して、円滑な避難所運営に努める。</u> ②～⑥ （略） ⑦ 高齢者・障害のある方・乳幼児・妊産婦等の<u>要援護者</u>のニーズに配慮した施設設備の整備、福祉相談窓口の開設に努める。</p> <p><b>4 （略）</b></p> <p><b>5 大規模災害時における広域避難・広域一時滞在</b> (1) 県及び他市町との協議 （略） ①～⑤ （略） <u>とも連携して、円滑な避難所運営に努める。</u></p> <p>(2) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用 市（本部事務局）は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。 また、市（福祉部）は、<u>要援護者</u>のうち、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進める。</p>	



頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>3章 7節 第1 1・2 197頁</p> <p>3章 7節 第3 1 199頁</p>	<p>第5節・第6節（略） 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等 第1 健康対策 1 巡回健康相談の実施 (1)～(3)（略） (4) 県と協力して、巡回健康相談の実施に当たり、連携して<u>要援護者（要配慮者）</u>はじめ、被災者の健康状況の把握に努める。<u>支援が必要な方に対して、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。</u></p> <p>2 巡回栄養相談の実施 （略） (1)～(3)（略） (4) 県と協力して、巡回栄養相談の実施に当たり、連携して<u>要援護者（要配慮者）</u>はじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。</p> <p>第2（略） 第3 感染症対策 1 感染症対策活動 （略） (1)～(7)（略） (8) 報告 <u>感染症法に基づく知事等の指示により</u>消毒など災害防疫を行った場合、県健康福祉事務所を經由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告する。</p>	<p>3章 7節 第1 1・2 197頁</p> <p>3章 7節 第3 1 199頁</p>	<p>第5節・第6節（略） 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等 第1 健康対策 1 巡回健康相談の実施 (1)～(3)（略） (4) 県と協力して、巡回健康相談の実施に当たり、連携して<u>要援護者</u>はじめ、被災者の健康状況の把握に努める。<u>_____</u> <u>_____</u></p> <p>2 巡回栄養相談の実施 （略） (1)～(3)（略） (4) 県と協力して、巡回栄養相談の実施に当たり、連携して<u>要援護者</u>はじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。</p> <p>第2（略） 第3 感染症対策 1 感染症対策活動 （略） (1)～(7)（略） (8) 報告 <u>_____</u>消毒など災害防疫を行った場合、県健康福祉事務所を經由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告する。</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
3章 8節 第1 1～3 203頁	<p><b>第8節 <u>要援護者（要配慮者）</u> 支援対策</b></p> <p><b>第1 高齢者、障害のある方等の支援</b></p> <p><b>1 <u>要援護者（要配慮者）</u> 支援班の設置</b> 市（福祉部）は、<u>要援護者（要配慮者）</u> 支援対策の実施状況の把握や関係機関等の支援を行うために、「<u>要援護者（要配慮者）</u> 支援班」を災害対策本部に設置する。</p> <p><b>2 情報提供</b> 市（福祉部）は、民生委員・児童委員と協力し、高齢者・障害のある方等<u>要援護者（要配慮者）</u> に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。 (1)・(2) (略)</p> <p><b>3 避難対策</b> 市（福祉部）は、<u>要援護者（要配慮者）</u> 支援班を中心に自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、消防団の協力のもと次の対策を行う。 (1) 名簿<u>及び個別避難計画</u>等の活用により安否確認や居宅に取り残された<u>要援護者（要配慮者）</u>の迅速な発見を行う。 (2) 自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、消防団等地域住民の協力による<u>災害時要援護者（避難行動要支援者）</u>の避難誘導が行われるよう努める。また、避難支援等関係者の安全確保に努める。 (3) 必要に応じ、収容・調査班、収容班を派遣し、<u>要援護者（要配慮者）</u>の避難誘導に当たる。 (4) 避難所等に入所した<u>要援護者（要配慮者）</u>を把握し、ニーズを調査する。 (5) 援護の必要性の高い<u>要援護者（要配慮者）</u>については、福祉避難所への入所、社会福祉施設への一時入所を進める。入所先の確保、搬送が困難な場合は、福祉関係者や県に要請する。</p>	3章 8節 第1 1～3 203頁	<p><b>第8節 <u>要援護者</u> 支援対策</b></p> <p><b>第1 高齢者、障害のある方等の支援</b></p> <p><b>1 <u>要援護者</u> 支援班の設置</b> 市（福祉部）は、<u>要援護者</u> 支援対策の実施状況の把握や関係機関等の支援を行うために、「<u>要援護者</u> 支援班」を災害対策本部に設置する。</p> <p><b>2 情報提供</b> 市（福祉部）は、民生委員・児童委員と協力し、高齢者・障害のある方等<u>要援護者</u> に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。 (1)・(2) (略)</p> <p><b>3 避難対策</b> 市（福祉部）は、<u>要援護者</u> 支援班を中心に自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、消防団の協力のもと次の対策を行う。 (1) 名簿<u>                        </u>等の活用により安否確認や居宅に取り残された<u>要援護者</u>の迅速な発見を行う。 (2) 自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、消防団等地域住民の協力による<u>災害時要援護者</u>の避難誘導が行われるよう努める。また、避難支援等関係者の安全確保に努める。 (3) 必要に応じ、収容・調査班、収容班を派遣し、<u>要援護者</u>の避難誘導に当たる。 (4) 避難所等に入所した<u>要援護者</u>を把握し、ニーズを調査する。 (5) 援護の必要性の高い<u>要援護者</u>については、福祉避難所への入所、社会福祉施設への一時入所を進める。入所先の確保、搬送が困難な場合は、福祉関係者や県に要請する。</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考														
<p>3章 8節 第1 4・5 203・ 204頁</p> <p>3章 8節 第2 1 204頁</p>	<p><b>4 生活支援</b> 市（福祉部）は、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、身体障害者福祉協会、聴覚障害者協会、手をつなぐ育成会、白ゆり会、ボランティア及び県などと協力して、在宅及び避難所の<u>要援護者（要配慮者）</u>のニーズを調査するとともに、必要な福祉サービスを提供する。 (1)～(4)（略）</p> <p><b>5 すまい支援</b> (略) (1) 避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造（段差の解消、授乳室の確保等）、設備（洋式トイレ等）について、可能な限り、高齢者、障害のある方等の<u>要援護者（要配慮者）</u>の状況や利便性に配慮する。</p> <p><b>第2 外国人への情報伝達等</b></p> <table border="1" data-bbox="197 834 1079 978"> <tr> <td rowspan="3">担当</td> <td>市</td> <td><u>市長公室</u></td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>国際交流協会</td> </tr> </table> <p><b>1 外国人への支援</b> 市（<u>市長公室</u>）は、県、関係団体等と協力して、市内の外国人、訪日外国人の被災情報の把握に努めるとともに、にしわき防災ネット等を活用した外国語による緊急情報の提供及び相談に努める。</p> <p><b>第9節 （略）</b></p>	担当	市	<u>市長公室</u>	関係機関	県	関係団体	国際交流協会	<p>3章 8節 第1 4・5 203・ 204頁</p> <p>3章 8節 第2 1 204頁</p>	<p><b>4 生活支援</b> 市（福祉部）は、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、身体障害者福祉協会、聴覚障害者協会、手をつなぐ育成会、白ゆり会、ボランティア及び県などと協力して、在宅及び避難所の<u>要援護者</u>のニーズを調査するとともに、必要な福祉サービスを提供する。 (1)～(4)（略）</p> <p><b>5 すまい支援</b> (略) (1) 避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造（段差の解消、授乳室の確保等）、設備（洋式トイレ等）について、可能な限り、高齢者、障害のある方等の<u>要援護者</u>の状況や利便性に配慮する。</p> <p><b>第2 外国人への情報伝達等</b></p> <table border="1" data-bbox="1220 834 2103 978"> <tr> <td rowspan="3">担当</td> <td>市</td> <td><u>総務部</u></td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>国際交流協会</td> </tr> </table> <p><b>1 外国人への支援</b> 市（<u>総務部</u>）は、県、関係団体等と協力して、市内の外国人、訪日外国人の被災情報の把握に努めるとともに、にしわき防災ネット等を活用した外国語による緊急情報の提供及び相談に努める。</p> <p><b>第9節 （略）</b></p>	担当	市	<u>総務部</u>	関係機関	県	関係団体	国際交流協会	
担当	市		<u>市長公室</u>															
	関係機関		県															
	関係団体	国際交流協会																
担当	市	<u>総務部</u>																
	関係機関	県																
	関係団体	国際交流協会																

頁	修正後	頁	備考																		
3章 10節 第1 1 207頁	<p><b>第10節 災害情報等の提供と相談活動</b></p> <table border="1" data-bbox="194 309 1077 459"> <tr> <td>担</td> <td>市</td> <td>市長公室、福祉部、応援部</td> </tr> <tr> <td>当</td> <td>関係機関</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関係団体</td> <td>報道機関</td> </tr> </table> <p><b>第1 災害広報</b> 1 広報の内容</p> <p>市（<u>市長公室</u>、応援部）は、市民に対して各種の情報を迅速かつ的確に周知するよう努める。広報に当たっては、市民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報手段、表現方法で提供するよう配慮する。広報の内容は、おおむね次のとおりである。</p> <p>（略）</p>	担	市	市長公室、福祉部、応援部	当	関係機関	県		関係団体	報道機関	<p><b>第10節 災害情報等の提供と相談活動</b></p> <table border="1" data-bbox="1218 309 2101 459"> <tr> <td>担</td> <td>市</td> <td>総務部、福祉部、応援部</td> </tr> <tr> <td>当</td> <td>関係機関</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関係団体</td> <td>報道機関</td> </tr> </table> <p><b>第1 災害広報</b> 1 広報の内容</p> <p>市（<u>総務部</u>、応援部）は、市民に対して各種の情報を迅速かつ的確に周知するよう努める。広報に当たっては、市民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報手段、表現方法で提供するよう配慮する。広報の内容は、おおむね次のとおりである。</p> <p>（略）</p>	担	市	総務部、福祉部、応援部	当	関係機関	県		関係団体	報道機関	
担	市	市長公室、福祉部、応援部																			
当	関係機関	県																			
	関係団体	報道機関																			
担	市	総務部、福祉部、応援部																			
当	関係機関	県																			
	関係団体	報道機関																			

頁	修正後	頁	現 行	備考																																																				
3章 10節 第1 2 208頁	<p><b>2 広報の方法</b> (略)</p> <table border="1" data-bbox="181 308 1077 983"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>方法</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>市（<u>市長公室</u>）</td> </tr> <tr> <td>広報車による巡回広報</td> <td>市（<u>市長公室</u>）、消防団、警察署</td> </tr> <tr> <td>一斉ファックス</td> <td>市（<u>市長公室</u>）</td> </tr> <tr> <td>にしわき防災ネットメール配信</td> <td>市（<u>市長公室</u>）</td> </tr> <tr> <td>放送事業者による放送</td> <td>放送事業者</td> </tr> <tr> <td>更新系</td> <td>ホームページへの掲載</td> <td>市（<u>市長公室</u>）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">紙面系</td> <td>広報臨時号の発行</td> <td>市（<u>市長公室</u>）</td> </tr> <tr> <td>チラシ等の配布</td> <td>市（<u>市長公室</u>）</td> </tr> <tr> <td>新聞記事</td> <td>報道機関</td> </tr> <tr> <td>公共掲示板</td> <td>市（<u>市長公室</u>）、各施設管理者</td> </tr> </tbody> </table>	種別	方法	所管	同報系	防災行政無線	市（ <u>市長公室</u> ）	広報車による巡回広報	市（ <u>市長公室</u> ）、消防団、警察署	一斉ファックス	市（ <u>市長公室</u> ）	にしわき防災ネットメール配信	市（ <u>市長公室</u> ）	放送事業者による放送	放送事業者	更新系	ホームページへの掲載	市（ <u>市長公室</u> ）	紙面系	広報臨時号の発行	市（ <u>市長公室</u> ）	チラシ等の配布	市（ <u>市長公室</u> ）	新聞記事	報道機関	公共掲示板	市（ <u>市長公室</u> ）、各施設管理者	3章 10節 第1 2 208頁	<p><b>2 広報の方法</b> (略)</p> <table border="1" data-bbox="1202 308 2098 983"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>方法</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>市（<u>総務部</u>）</td> </tr> <tr> <td>広報車による巡回広報</td> <td>市（<u>総務部</u>）、消防団、警察署</td> </tr> <tr> <td>一斉ファックス</td> <td>市（<u>総務部</u>）</td> </tr> <tr> <td>にしわき防災ネットメール配信</td> <td>市（<u>総務部</u>）</td> </tr> <tr> <td>放送事業者による放送</td> <td>放送事業者</td> </tr> <tr> <td>更新系</td> <td>ホームページへの掲載</td> <td>市（<u>総務部</u>）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">紙面系</td> <td>広報臨時号の発行</td> <td>市（<u>総務部</u>）</td> </tr> <tr> <td>チラシ等の配布</td> <td>市（<u>総務部</u>）</td> </tr> <tr> <td>新聞記事</td> <td>報道機関</td> </tr> <tr> <td>公共掲示板</td> <td>市（<u>総務部</u>）、各施設管理者</td> </tr> </tbody> </table>	種別	方法	所管	同報系	防災行政無線	市（ <u>総務部</u> ）	広報車による巡回広報	市（ <u>総務部</u> ）、消防団、警察署	一斉ファックス	市（ <u>総務部</u> ）	にしわき防災ネットメール配信	市（ <u>総務部</u> ）	放送事業者による放送	放送事業者	更新系	ホームページへの掲載	市（ <u>総務部</u> ）	紙面系	広報臨時号の発行	市（ <u>総務部</u> ）	チラシ等の配布	市（ <u>総務部</u> ）	新聞記事	報道機関	公共掲示板	市（ <u>総務部</u> ）、各施設管理者	
種別	方法	所管																																																						
同報系	防災行政無線	市（ <u>市長公室</u> ）																																																						
	広報車による巡回広報	市（ <u>市長公室</u> ）、消防団、警察署																																																						
	一斉ファックス	市（ <u>市長公室</u> ）																																																						
	にしわき防災ネットメール配信	市（ <u>市長公室</u> ）																																																						
	放送事業者による放送	放送事業者																																																						
更新系	ホームページへの掲載	市（ <u>市長公室</u> ）																																																						
紙面系	広報臨時号の発行	市（ <u>市長公室</u> ）																																																						
	チラシ等の配布	市（ <u>市長公室</u> ）																																																						
	新聞記事	報道機関																																																						
	公共掲示板	市（ <u>市長公室</u> ）、各施設管理者																																																						
種別	方法	所管																																																						
同報系	防災行政無線	市（ <u>総務部</u> ）																																																						
	広報車による巡回広報	市（ <u>総務部</u> ）、消防団、警察署																																																						
	一斉ファックス	市（ <u>総務部</u> ）																																																						
	にしわき防災ネットメール配信	市（ <u>総務部</u> ）																																																						
	放送事業者による放送	放送事業者																																																						
更新系	ホームページへの掲載	市（ <u>総務部</u> ）																																																						
紙面系	広報臨時号の発行	市（ <u>総務部</u> ）																																																						
	チラシ等の配布	市（ <u>総務部</u> ）																																																						
	新聞記事	報道機関																																																						
	公共掲示板	市（ <u>総務部</u> ）、各施設管理者																																																						
3章 10節 第1 3 208頁	<p><b>3 広報体制</b></p> <p>(1) 災害広報責任者 市（<u>市長公室</u>）は、<u>市長公室長</u>を災害広報責任者とし、市（各部）が作成する広報資料を統括する。</p> <p>(2) 広報資料の収集 市（<u>市長公室</u>）は、市（各部）からの情報、関係機関からの情報を速やかに収集するなど、迅速かつ正確な情報把握に努める。</p>	3章 10節 第1 3 208頁	<p><b>3 広報体制</b></p> <p>(1) 災害広報責任者 市（<u>総務部</u>）は、<u>総務部長</u>を災害広報責任者とし、市（各部）が作成する広報資料を統括する。</p> <p>(2) 広報資料の収集 市（<u>総務部</u>）は、市（各部）からの情報、関係機関からの情報を速やかに収集するなど、迅速かつ正確な情報把握に努める。</p>																																																					

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>3章 10節 第1 4 208・ 209頁</p>	<p><b>4 報道機関への対応</b></p> <p>(1) 記者発表 市（<b>市長公室</b>）は、災害プレスセンターを設置し、「市政記者クラブ」を通じて報道機関に発表する。記者発表は、原則として本部長が行い、一定期間、毎日とする。 また、報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び災害対策の状況などの周知徹底を図るとともに、特にテレビ・ラジオの効果的な活用に努める。</p> <p>(2) 報道要請 市（<b>市長公室</b>）は、災害に関する通知、要請、伝達等の必要が生じた場合、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関へ報道要請を行う。なお、放送局を利用する場合、次に掲げる事項を明らかにして県を通じて行い、県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、各放送局に対して放送要請を行うものとされている。 ①～④ （略）</p> <p>(3) 緊急警報放送の要請 市（<b>市長公室</b>）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対して、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第57条に基づいた無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第 138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請をすることを県知事に依頼する。ただし、やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。</p> <p>第11節 （略）</p>	<p>3章 10節 第1 4 208・ 209頁</p>	<p><b>4 報道機関への対応</b></p> <p>(1) 記者発表 市（<b>総務部</b>）は、災害プレスセンターを設置し、「市政記者クラブ」を通じて報道機関に発表する。記者発表は、原則として本部長が行い、一定期間、毎日とする。 また、報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び災害対策の状況などの周知徹底を図るとともに、特にテレビ・ラジオの効果的な活用に努める。</p> <p>(2) 報道要請 市（<b>総務部</b>）は、災害に関する通知、要請、伝達等の必要が生じた場合、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関へ報道要請を行う。なお、放送局を利用する場合、次に掲げる事項を明らかにして県を通じて行い、県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、各放送局に対して放送要請を行うものとされている。 ①～④ （略）</p> <p>(3) 緊急警報放送の要請 市（<b>総務部</b>）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対して、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第57条に基づいた無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第 138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請をすることを県知事に依頼する。ただし、やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。</p> <p>第11節 （略）</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考																												
3章 12節 212頁           3章 12節 第2 9 214頁  3章 17節 223頁	<p><b>第12節 廃棄物対策</b></p> <table border="1" data-bbox="197 311 1086 491"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">担当</td> <td>市</td> <td>くらし安心部、建設水道部、本部事務局、<u>市長公室</u></td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>県、西脇多可行政事務組合、(一財)西脇市住民サービス公社、北播衛生事務組合、氷上多可衛生事務組合</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td></td> </tr> </table> <p>第1 (略) 第2 災害ごみ処理対策 1～8 (略) 9 広報 市 (<u>市長公室</u>) は、ごみの収集・運搬・処理を円滑に行うため、市民に対して次の広報を行う。</p> <p><b>第13節～第16節</b> <b>第17節 ライフラインの応急対策</b></p> <table border="1" data-bbox="197 944 1086 1236"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">担当</td> <td>市</td> <td>建設水道部、本部事務局、都市経営部</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u></td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>伊丹産業株式会社、有限会社保安センター東播</td> </tr> </table> <p>第1 (略)</p>	担当	市	くらし安心部、建設水道部、本部事務局、 <u>市長公室</u>	関係機関	県、西脇多可行政事務組合、(一財)西脇市住民サービス公社、北播衛生事務組合、氷上多可衛生事務組合	関係団体		担当	市	建設水道部、本部事務局、都市経営部	関係機関	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、 <u>楽天モバイル株式会社</u>	関係団体	伊丹産業株式会社、有限会社保安センター東播	3章 12節 212頁           3章 12節 第2 9 214頁  3章 17節 223頁	<p><b>第12節 廃棄物対策</b></p> <table border="1" data-bbox="1220 311 2110 491"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">担当</td> <td>市</td> <td>くらし安心部、建設水道部、本部事務局、<u>総務部</u></td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>県、西脇多可行政事務組合、(一財)西脇市住民サービス公社、北播衛生事務組合、氷上多可衛生事務組合</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td></td> </tr> </table> <p>第1 (略) 第2 災害ごみ処理対策 1～8 (略) 9 広報 市 (<u>総務部</u>) は、ごみの収集・運搬・処理を円滑に行うため、市民に対して次の広報を行う。</p> <p><b>第13節～第16節</b> <b>第17節 ライフラインの応急対策</b></p> <table border="1" data-bbox="1220 944 2110 1236"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">担当</td> <td>市</td> <td>建設水道部、本部事務局、都市経営部</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>伊丹産業株式会社、有限会社保安センター東播</td> </tr> </table> <p>第1 (略)</p>	担当	市	くらし安心部、建設水道部、本部事務局、 <u>総務部</u>	関係機関	県、西脇多可行政事務組合、(一財)西脇市住民サービス公社、北播衛生事務組合、氷上多可衛生事務組合	関係団体		担当	市	建設水道部、本部事務局、都市経営部	関係機関	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社	関係団体	伊丹産業株式会社、有限会社保安センター東播	
担当	市		くらし安心部、建設水道部、本部事務局、 <u>市長公室</u>																													
	関係機関		県、西脇多可行政事務組合、(一財)西脇市住民サービス公社、北播衛生事務組合、氷上多可衛生事務組合																													
	関係団体																															
担当	市	建設水道部、本部事務局、都市経営部																														
	関係機関	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、 <u>楽天モバイル株式会社</u>																														
	関係団体	伊丹産業株式会社、有限会社保安センター東播																														
担当	市	くらし安心部、建設水道部、本部事務局、 <u>総務部</u>																														
	関係機関	県、西脇多可行政事務組合、(一財)西脇市住民サービス公社、北播衛生事務組合、氷上多可衛生事務組合																														
	関係団体																															
担当	市	建設水道部、本部事務局、都市経営部																														
	関係機関	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社																														
	関係団体	伊丹産業株式会社、有限会社保安センター東播																														

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>3章 17節 第2 3 227頁</p>	<p><b>第2 ガスの確保</b>  <b>1・2 (略)</b>  <b>3 有限会社保安センター東播</b>            (1)・(2) (略)            (3) 応急対策の実施                ①～③                ④ 高齢者等<u>要援護者(要配慮者)</u>対策                    LPガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者                    ・身体障害のある人等の家庭を調査し、災害時には最優先で点検                    調査、安全対策等を実施する。</p>	<p>3章 17節 第2 3 227頁</p>	<p><b>第2 ガスの確保</b>  <b>1・2 (略)</b>  <b>3 有限会社保安センター東播</b>            (1)・(2) (略)            (3) 応急対策の実施                ①～③                ④ 高齢者等<u>要援護者</u>対策                    LPガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者                    ・身体障害のある人等の家庭を調査し、災害時には最優先で点検                    調査、安全対策等を実施する。</p>	